

食物アレルギー(アレルギー)検査

『特定原材料に準ずるもの』【確認検査】のご案内

<『アレルギー物質』は、食品回収の主要原因です>

アレルギー物質として発生数、重篤度から勘案して、食品に表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」は、下記にある20品目とされています。

(『アレルギー物質を含む食品に関する表示について(平成25年9月20日付け消食表第257号)』)
『食品表示基準についての一部改正について』にてアーモンド追加(令和元年9月19日付け消食表第317号)

<弊社のアレルギー検査>

特定原材料に準ずるもの

アーモンド※、あわび、いか、いくら※、オレンジ※、カシューナッツ※、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ※、もも、やまいも、りんご、ゼラチン※

注1), ※付きの6品目は実施しておりません。

注2), PCR法による検査となります。大豆はELISA法による検査も承ります。

キウイフルーツ・もも・りんごの検出検査には、**弊社グループ企業により開発されたPCR用プライマーを使用しております**
[食物アレルギー原因食物の分析法開発](#) [はこちらから\(ハウス食品グループ本社HP\)](#)

充分な製造工程の洗浄を行っていても、本来製品に使用していない特定原材料が製品に混入することがあります。
製品に表示されていない特定原材料が検出されると、製品の回収につながる可能性もありますので、今一度検査をお勧めいたします。

資料にない内容など、ご不明な点は
メールにてお問合せください



お問い合わせ
フォームはこちら



分析テクノ
HPはこちら